

告示

埼玉県告示第千二百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・三・百号 大宮岩槻線

及び三・三・九号 第二産業道路

三 事業施行期間

令和三年十一月十二日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市見沼区大和田町一丁目、大宮区堀の内町二丁目
及び見沼区大字南中丸地内

ロ 使用の部分

なし